

# 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に補助金が出ます

東松山市では飼い主のいない猫の増加を防止し、市民の快適な生活環境の保持を図るため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

## 補助対象の方

- ・市内に住所を有する方で、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせる方

## 補助対象経費

- ・飼い主のいない猫の不妊・去勢手術及び当該手術に付随する処置  
※さくらねこチケットによる手術に付随する処置も対象です。  
※飼い猫や、飼い猫にする予定の飼い主のいない猫、里親に出す前提の飼い主のいない猫は対象外です。



## 補助金額

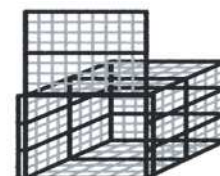
- ・1頭につき5,000円まで  
※年度途中でも、申請が予算額に達した場合受付を中止することがあります。  
※1度に交付申請できる飼い主のいない猫の数は10頭までです。

## ～申請の流れ～

①猫の手術の前に以下の書類を市に提出します。

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・実施計画書（様式第2号）
- ・不妊・去勢手術前の写真（耳カット手術前のもの）

市では捕獲器の貸出も行っています。



②市から交付決定通知を送付します。

③交付決定通知日から30日以内に動物病院で不妊・去勢手術を受けさせます。

④手術が終わったら、以下の書類を市に提出します。

- ・実績報告書（様式第5号）
- ・実績調書（様式第6号）
- ・動物病院が発行した手術に係る支出を証する書類  
（猫1頭ごとの手術費用の金額を明記した領収書等の写し）
- ・不妊・去勢手術後の写真（耳カット手術が確認できるもの）

⑤市から補助金額確定通知を送付します。

⑥補助金交付請求書（様式第8号）を市に提出してください。

⑦指定の口座に補助金を振り込みます。

